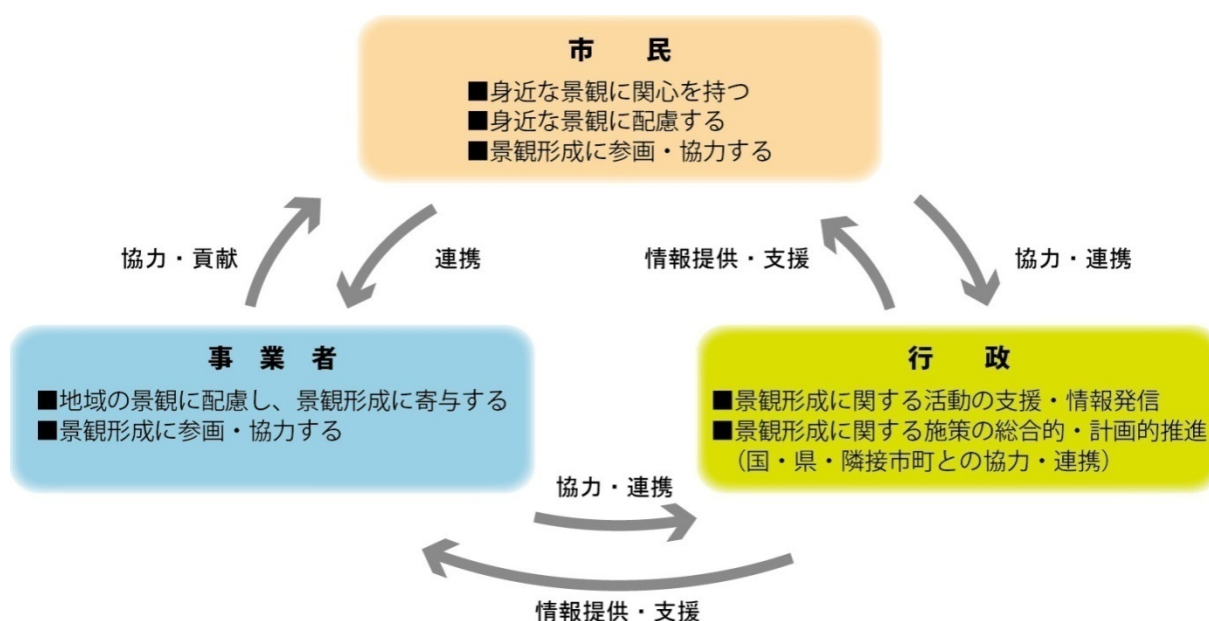


第6章 市民・事業者・行政の協働による取組み

1. 主体別の役割

地域の特性を活かした景観形成には、市民・事業者・行政のそれぞれが役割を認識し、互いに協力・連携しながら、取り組むことが不可欠です。景観形成の目標や基本方針を市全体で共有するとともに、できることから少しずつでも実行に移していくことが重要です。



※参考: 景観法*における責務(景観法第3~6条)

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体を実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(住民の責務)

第六条 住民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体を実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

■ 市民の役割

- 一人ひとりの行為の積み重ねが、地域全体の景観を構成しています。調和のとれた魅力ある景観形成には、一人ひとりが周囲に目を向け、関心を持つとともに、日常の暮らしの中で景観について考え、周囲に配慮することが大切です。
- 地域全体で協力・連携することが景観形成には最も重要な取組みであり、一人ひとりが主体的に地域の景観形成に参画・協力することが大切です。

■ 事業者の役割

- 事業者は、事業活動が周囲に影響を与えることを認識し、地域の景観と調和するよう配慮するとともに、主体的に地域の景観形成に寄与するよう、事業活動に取り組むことが必要です。
- 事業者もまた、市民と同様、景観形成の担い手です。市民とともに、地域の景観形成に主体的に参画・協力することが必要です。

■ 行政（市）の役割

- 景観形成に関する情報を広く発信するとともに、市民・事業者の主体的な景観形成につながる活動を支援していきます。
- 景観行政の主体である景観行政団体*として、景観形成に関連する施策について総合的・計画的に取り組んでいきます。また、必要に応じ、国や大分県、隣接市町と協力・連携した取組みを推進していきます。

2. 景観形成を推進するための取組み

(1) 協働*による景観形成の推進

■景観形成に関する情報発信

市内で見ることのできる多様な魅力について、その地域の景観を通して市民・事業者が気づき、景観に関心を持ってもらう機会が必要です。ホームページや広報誌等を活用し、市内の景観の魅力や地域の資源を紹介するとともに、景観形成に関する情報を容易に知ることができるよう、適切な情報発信に取り組みます。

■景観写真展等の開催による魅力のPR

市内の多様な景観を広く市民で共有することを目的に、市内の魅力ある景観写真を募集し、写真展の開催や広報誌、各種パンフレット等への掲載等を行うことを検討します。この取組みを通して、本市の魅力ある景観を市内外に広くPRし、市民の意識啓発と観光交流の促進につなげます。



【イメージ】写真展の開催

■景観学習機会の提供（景観教育、環境教育の場づくり）

「豊かな感性を育むことにつながる、地域を磨く景観形成」の将来の担い手である子どもたちを中心に、地域の景観を通して、それを形作る歴史や文化、自然環境について、学ぶことができるよう、教育機関や地域活動団体等と連携しながら、学習の機会づくりに取り組みます。



【イメージ】景観学習

■市民主体の『景観向上活動』への支援

市民・事業者による主体的な景観形成に関わる活動は、地域の美化活動から緑化活動、賑わいづくりに向けた活動など多様な取組みが見られます。

そこで、市内において良好な景観形成に向けた活動を積極的に行っている団体・グループを『景観向上活動団体』として認定し、必要に応じて景観形成に関する情報提供、助言、専門家や職員の派遣などの支援を行います。



【イメージ】地域の美化活動

■表彰制度の創設

市民や事業者の景観への関心を高め、意欲の向上を図るため、眺めのよい視点場*や、景観形成に寄与する建築物・工作物、また、市民・事業者等が主体となった景観向上活動などを表彰し、これらを広く発信していきます。

(2) 総合的・計画的な景観施策の実施

■複合分野での連携・協力

景観形成を進める上で、土木・建築・都市計画、農林水産業、教育、文化財、観光などの多様な分野が同じ目標に向けて、取り組む必要があります。

景観行政を進めるにあたり、複合分野間での連携・協力を行うことができるよう、各種事業の実施にあたっての庁内での連携体制づくりを進めます。

■景観計画*の充実（景観重点地区の拡充）

地区固有の景観の魅力を共有しながら、改善点などについて、地区住民との協議を重ねながら、それぞれの地区の魅力ある景観を育てていくために、景観重点地区の指定に向けた取組みを推進し、きめ細やかな景観形成のためのルールづくりに努めます。また、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて景観計画の見直し等を行うなど、柔軟かつ継続的な景観形成の取組みに努めます。

■その他の法制度を活用した景観形成施策の実施

実行力のある景観形成の手法として、景観法以外にも多くの制度が設けられています。都市計画法による土地・建物の利用に関する地域地区*・地区計画*等による規制・誘導や、屋外広告物法による看板やサイン等の設置に対する規制、文化財保護法*による歴史的なまちなみや歴史遺産の保存・整備、都市緑地法*に基づく緑の保全・創出など、地域の景観形成において有効な手法を活用することにより、総合的な景観形成施策の推進に努めます。

■景観計画の住民等の提案制度の活用

景観法では、都市計画法と同様に、景観行政団体である自治体に対し、住民やNPO法人*等により、景観計画の素案を提案することができる「住民等による提案制度」（景観法第11条関係）が整備されています。

住民自らが自分たちの住むまちの景観形成について考え、地区の特性に応じた主体的な景観形成を進めていくことができるよう、市は本制度の活用に向けた情報提供やルールづくりの支援を積極的に行います。

【制度の概要】

項目	概要
提案事項	・景観行政団体が定める景観計画の素案
提案できる対象者	・当該区域内の土地の所有者等又は、まちづくりや公益法人 ・これらに準ずるNPO法人等の団体（条例による位置づけが必要）
提案の要件	・土地所有者等の3分の2以上の同意を得た場合 ・原則として、0.5ha以上の一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地 （ただし、将来の見通し等を勘案して、条例で区域を限る場合には、0.1ha以上0.5ha未満の範囲内で、規模別に定めることができる）

※参考：景観法における住民等による提案制度（景観法第11条）

（住民等による提案）

第十一条 第八条第一項に規定する土地の区域のうち、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であつて政令で定める規模以上のものについて、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下この条において「土地所有者等」という。）は、一人で、又は数人が共同して、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る景観計画の素案を添えなければならない。

2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらに準ずるものとして景観行政団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。

3 前二項の規定による提案（以下「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る景観計画の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この項において同じ。）の区域内の土地所有者等の三分の二以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。）を得ている場合に、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、行うものとする。

■景観審議会による審査・助言

景観計画を運用する上で、届出の中での勧告や変更命令等を出すにあたっての専門的な評価や、景観重要建造物*・樹木等の指定に係る評価、景観計画の策定及び変更などにあたり、市全域を対象に良好な景観形成に資するよう、総合的な判断が必要となると考えられます。

そこで、景観計画に基づき、良好な景観形成を総合的かつ計画的に推進するための仕組みとして、杵築市景観条例*に基づく「杵築市景観審議会」を設置することとします。

■景観協議会*・景観整備機構*の活用

景観形成に関する専門的な技術を有する専門家をアドバイザーとし、助言等を求めることができる制度の設立や、多様な主体間が一堂に会して協議する「景観協議会」（景観法第15条）の設置・活用、市民・事業者への啓発活動や活動支援等を主体的に実施できる「景観整備機構」（景観法第92条関係）の活用など、実現に向けた実行力のある体制づくりに努めます。

※参考: 景観協議会(景観法第15条)

(景観協議会)

第十五条 景観計画区域*における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構(当該景観行政団体が都道府県であるときは関係市町村を、当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれるときは国立公園等管理者を含む。以下この項において「景観行政団体等」という。)は、景観協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。この場合において、景観行政団体等は、必要と認めるときは、協議会に、関係行政機関及び観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業、電気通信事業、鉄道事業等の公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えることができる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 3 第一項前段の協議を行うための会議において協議がととのった事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

※参考: 景観整備機構(景観法第92・93条)

(指定)

第九十二条 景観行政団体の長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非営利活動法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、景観整備機構(以下「機構」という。)として指定することができる。

- 2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。
- 4 景観行政団体の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(機構の業務)

第九十三条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1 良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 2 管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木*の管理を行うこと。
- 3 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。
- 4 前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
- 5 第五十五条第二項第一号の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。
- 6 良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。
- 7 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。